

日銀シス第17号
2020年3月23日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション^注を実施することとしたことに伴い、標記の規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

注：日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>) 掲載の「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」
中一部改正

- 目次中、第1編Ⅱ. 1. (10) の5の次に次の(10) の6を加える。

(10) の6 新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション関係事務

- 第1編Ⅱ. 1. (10) の5の次に次の(10) の6を加える。

(10) の6 新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション関係事務

日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける対象先による日銀ネットを利用した新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける借入内容の確認、貸付の実行の依頼ならびに返済の申出およびこれらに関する照会（特に断りのない限りは、本利用細則において、(10)と同様「入札型電子貸付関係事務」といいます。）。

- 第1編Ⅱ. 2. (1) ロ. (表1) を横線のとおり改める。

(表1) 利用業務と利用先の関係

利用業務	利 用 先	
当座勘定取引	略（不変）	略（不変）
∫		∫
平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務		略（不変）

利用業務	利 用 先	
新型コロナウイルス感染症にかかると企業金融支援特別オペレーション関係事務	日本銀行が新型コロナウイルス感染症にかかると企業金融支援特別オペレーションの借入人として承認した店舗が利用先となります。	
担保関係事務	略（不変）	
現金受払関係事務（戸田分館）	略（不変）	
略（不変）		

以下略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 2. (2) イ. (表2) を横線のとおり改める。

(表2) 日銀ネットに関する日本銀行本支店の管轄事務一覧

管 轄 事 務		日 本 銀 行 本 支 店	日 本 銀 行 本 支 店 の 担 当 部 署
共通運営事務		略（不変）	
各利用業務に関する運営事務	∫		
	平成二十八年熊本地震にかかると被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等	略（不変）	略（不変）
	新型コロナウイルス感染症にかかると企業金融支援特別オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等	新型コロナウイルス感染症にかかると企業金融支援特別オペレーション貸付店	
	担保関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等	略（不変）	略（不変）
担保差入先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等			
国債決済代行先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等			
		∫	
センター運営事務		略（不変）	